

## 電子入札における運用の一部変更について（お知らせ）

入札参加事業者の利便性の向上と入札における透明性、公平性、競争性の確保、入札契約事務の効率化を図るため、昨年10月より電子入札を導入しておりますが、更なる事務の効率化を図るため運用の一部を変更しますのでお知らせします。

### 1. 再度の入札日時の変更について

1回目の開札において落札者がいない場合、再度の入札（2回目）の受付締切日時は、1回目の開札終了約1時間後から翌日の午後5時までに日時を変更します（以降3回目も同様）。

**変更時期：平成28年1月1日以降に入札公告する案件から適用**

### 2. 指名競争入札における指名通知文書（郵送）の廃止について

電子入札による指名競争入札の通知については、電子による通知と郵送による通知を実施しておりましたが、電子による指名通知のみに変更します。なお、電子入札システムに登録をされていない企業におかれましては、従来どおり郵送による通知とします。

**変更時期：平成28年1月1日以降に入札公告する案件から適用**

### 3. 電子入札への完全移行について

平成26年10月に導入しました電子入札システムについては、当初目標としておりました導入から2年を経過することから、**平成28年10月1日以降に入札公告する建設工事と委託業務については、電子による入札に完全移行します。**電子入札システムに登録されていない企業におかれましては、入札に参加できませんので、早期の利用登録をお願いします。